

- 氏名 : 水上 瑛太
- 会員番号 : PE0336
- 専門分野 : 電気電子工学
- 保有資格 : 第二種電気主任技術者、応用情報技術者、技術士補、エネルギー管理士試験合格、G 検定、日商簿記検定 2 級



- FE 試験受験 : 2020/12 Electrical
- PE 試験受験 : 2022/02 Electrical
- PE 登録 : 2023/07 Electrical, Washington

1. はじめに

新卒で就職 1 年目のとき、仕事をしていく中で、経験豊富な先輩社員とディスカッションできる知識を体系的に身に着けたいと思い、いろいろな資格試験を受験しておりました。そのような中、当時海外案件を担当していたことから、海外の方にも知名度が高く、プロのエンジニアの証明であるプロフェッショナルエンジニアという資格があると知り、取得を決意しました。

本登録体験記では、①大学院修士卒、②経験年数 3 年、③PE ライセンス保有の上司の下での実務経験なし、④技術士・PE ライセンス保有 5 名からの Reference 受領が困難な方が今後 PE ライセンス州を考える上の一助となれば幸いです。

2. PE 登録州の選択

「1. はじめに」で記載した通り、②経験年数 3 年であったことから、大学院修士課程を実務経験 1 年としてカウント可能な州で、まず絞り込みを行いました。私の確認した限りの範囲では、Illinois・Kentucky・Montana・Washington 州が該当しましたが(最新情報は各州でのご確認をお願いいたします)、さらに④技術士・PE ライセンス保有 5 名からの Reference 受領が困難な点を踏まえると、Washington 州が該当しました。

しかしながら、Washington 州は JPEC と MOU を締結しておらず、日本語での情報がほとんどないことから、一から自身で情報を探そうかと考えておりましたが、Washington 州へ登録された諸先輩方の登録体験記を拝読し、下記条件が認められていることから、最終的に Washington 州へ決定いたしました。

- ・PE 登録要件は Licensing Requirements に記載してある通り(州に確認したところ、Reference 不要。ただし、基本は PE ライセンスの上司の下で実務経験を積む必要があり(製造業等に限って、会社内に一人いれば問題ないとのこと)
- ・FE, PE 試験は日本での CBT による受験でも問題ない
- ・日本在住でも PE 登録できる

Licensing Requirements: <https://brpels.wa.gov/engineers/get-your-engineer-license/get-your-professional-engineer-license-exam-or-comity>

3. 事前準備

3.1. Credential Evaluation (CE)

①卒業証明書・②成績証明書を英文で大学に送付いただきましたが、シラバスは日本語版でしか提供ができないとのことなので、**JSPE の PE 登録助言活動**を利用し、シラバスの翻訳証明書とともに、JSPE より送付いただきました。

結果として、大学・大学院分双方ともに NCEES へ提出しましたが、大学分だけの単位で足りたため、大学院分は不要とのこと、Evaluation にはかけられませんでしたが(後述しますが、**大学院分の Evaluation も Washington 州で必要と判断され、別の学歴評価機関を利用することとなりました**)。

3.2. Work Experience

現職の上司の方に Work Experience を記入いただき、NCEES 経由で提出し Complete100%を得ましたが、上司の方が PE でないことから Washington 州から基本は NG と回答があり、Washington 州のフォーマットで上司の方経由で再度提出しました(**製造業であれば社内**に PE(日本の技術士も可。州に確認済み)が 1 人いればよい)。

3.3. Reference

Reference は不要とのことなので、Work Experience のみ提出しました。

3.4. Ethics Exam

Ethics Exam を 25 問全問正解することが求められるため、PDF 上にて回答しメールにて提出しました。1 度目は 23 問正解のため不合格、2 回目で 25 問全問正解したため、合格しました。私の確認する限りでは、**回数制限はなく、また費用も発生しないため** 1 回目で全問正解はハードルが高いため、何回かにわけて合格を目指すことをお勧めします。

3.5. NCEES record の提出

Reference が不在状態では、システム上 NCEES から州への提出ができないため、メールにて州担当者に NCEES へかけあうよう依頼したところ、無事に受理したと連絡がありました。

4. Washington 州への登録

Washington 州では、SAW (Secure Access Washington)と呼ばれるオンラインシステム上で申請します。申請したところ、「州としては 4 年は必須だが、私の実務経験が 3 年であるため条件未達」との連絡がありました。「大学院分は実務経験 1 年に含まれることが規定にも書いてあること」を伝えましたが、納得してもらえず、州担当者の上司の方に変わっていただいたところ、23 年 5 月現在規定変更中のため Board meeting で規定が変更完了次第再度連絡をいただきました。

その後、前述のとおり大学院での卒業証明書・成績証明書等が NCEES CE にかかけられていないことから、①大学院分を学歴評価機関にて評価を受けるか、②もう一年実務経験を積むか選択肢が与えられ、①を選択することになりました。

学歴評価機関としては、WES(<https://www.wes.org/>)にて評価を依頼しました。約 2 週間後に Washington 州へ送付され、その後 3 週間程度かけて、無事に PE 登録の連絡を頂きました。

5. 終わりに

無事に Washington 州で PE 登録完了しましたが、修士課程を修了していれば、実務経験 3 年で登録できること、製造業であれば PE(もしくは日本の技術士)が会社に一人いれば登録できるメリットがある一方で WES の学歴評価等に費用・時間ともにデメリットを考慮した上で、Washington 州の PE 登録を選択いただければと思います。最後に、JSPE の PE 登録助言活動にご支援いただき、また、諸先輩方の PE 登録体験記を参考にさせていただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

以上